

# 市有地売払い 一般競争入札の ご案内

## 結城市

### ● 申込者等の資格及び条件

- 市税の滞納がなく、指定日までに土地代金を一括納入が可能な個人、または法人。
- 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者以外の者。
- 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった日から3年が経過していない者以外の者。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）を適用申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者以外の者。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所又は活動の用に供しようとする者以外の者。

### ● 申込み期間等

申込期間：令和7年3月17日（月）～5月20日（火）の午前9時～午後4時

入札日時：令和7年5月29日（木） ①午前9時 ②午前9時15分

入札場所：結城市役所 大会議室1（4階）



### ● 申込み及び問合せ先

- 結城市役所契約管財課契約管財係（市役所4階）
- TEL:0296-34-0406（直通） FAX:0296-32-5917
- ※結城市ホームページでもご覧になれます。

物件①

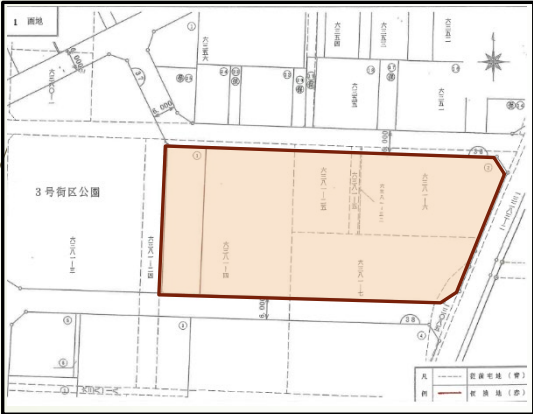
【不動産の表示】

| 土地の所在地                                                          | 地目             | 面積(㎡)             | 最低売渡価格      |
|-----------------------------------------------------------------|----------------|-------------------|-------------|
| 結城市大字結城字下り松6204番7<br>ほか13筆<br>(結城南部第三土地区画整理事業<br>仮換地36街区 1・2画地) | 畑<br>※一部<br>宅地 | 3,193㎡<br>(約967坪) | 59,390,000円 |

【物件内容】

- ・市街化区域 第1種低層住居専用地域
- ・公共下水道完備 (受益者負担金無し)
- ・上水道引込可能
- ・結城駅まで2.2km
- ・埋蔵文化財包蔵地 発掘調査済み

【公図】



【案内図】



現地写真

(西側より撮影)



現地写真

(東側より撮影)



物件②

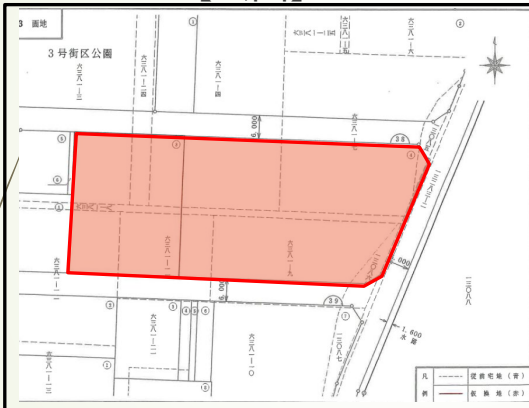
【不動産の表示】

| 土地の所在地                                                        | 地目             | 地積(m <sup>2</sup> )            | 最低売渡価格      |
|---------------------------------------------------------------|----------------|--------------------------------|-------------|
| 結城市大字結城字下り松6204番2<br>ほか6筆<br>(結城南部第三土地区画整理事業<br>仮換地38街区3・4画地) | 畑<br>※一部<br>山林 | 3,276m <sup>2</sup><br>(約992坪) | 65,192,000円 |

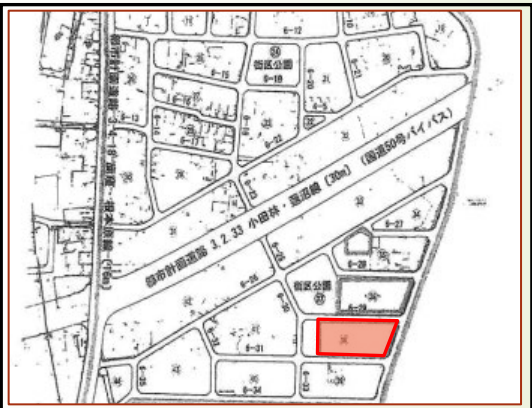
【物件内容】

- ・市街化区域 第1種低層住居専用地域
- ・公共下水道完備(受益者負担金無し)
- ・上水道引込可能
- ・結城駅まで2.2km
- ・埋蔵文化財包蔵地 発掘調査済み

【公図】



【案内図】



現地写真  
(西側より撮影)



現地写真  
(東部より撮影)



# 市有地売払いの主な順序

## 【現地確認】

現地説明会は行いませんので、事前に必ず現地を確認してください。



## 【入札参加申込】

入札参加希望者は、入札参加申込用紙に必要事項を記入・押印のうえ、令和7年5月20日（火）までに結城市役所契約管財課に直接持参してください。



## 【入札保証金の納付】

入札参加者は、市の発行する納入通知書により、入札期日の前日までに納付してください。（落札されなかった方には、還付いたします）



## 【入札・落札】

入札日：令和7年5月29日（木）入札書及び入札保証金の領収書を添えて指定時間及び場所において参加の立合とします。落札者は、最低売渡価格以上の価格で、かつ、最高の価格を提示された方に決定いたします。



## 【契約締結】

落札の日から14日以内（6月11日まで）に契約を締結していただきます。収入印紙代は、購入者の負担となります。



## 【契約保証金の納付】

落札者は、売買契約に当たり、市の発行する納入通知書により、市が指定する日までに納付してください。（即納の場合は、免除されます）



## 【売買代金のお支払い】

契約締結の日から30日以内に、売買代金のお支払いを済ませていただきます。農地の場合は農地法の手続きが完了後30日以内に、お支払いいただきます。



## 【所有権移転登記】

市が所有権移転登記を行い、登記識別情報通知をお渡しいたします。その際、受領証の提出をお願いいたします。登記に必要な登録免許税は、購入者の負担となりますが、登記手数料はかかりません。